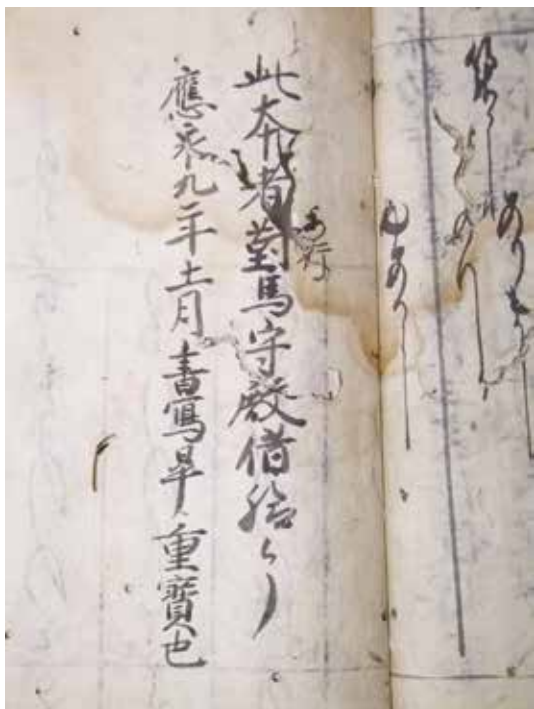




口絵A 筥蓋表書



口絵B 表紙 (右側・筥入)



口絵C 奥書



口絵D 田中召清朱印

石清水八幡宮所蔵「當宮縁事抄」の解説と影印

— 中世文書のアーカイブズ学に関する基盤研究 —

鍛代 敏雄

Iwashimizu-hachimangu shrine's "Tougu Enjisho" commentary and shadow
— Basic research on archives of medieval documents —

KITAI Toshio

キーワード：石清水八幡宮文書 古文書学 アーカイブズ学

要旨

本稿は、国指定重要文化財「石清水八幡宮文書」の中の未刊史料「當宮縁事抄」について、影印を掲出し、既刊史料と未刊史料の対照をおこない、主に史料の現状、形態、伝来、文書内容に関し、書誌学的な解説を付して、その重要性を論説するものである。本史料の調査・研究によって、石清水八幡宮所蔵史料の新たな史料情報を斯界に提供するとともに、古文書学・文化財学・博物館学・アーカイブズ学などの諸分野にかかわる基盤研究を報告し、これら諸学を総合した協働研究の一助にしたいと考えている。とくに博物館資料論の研究を進展させるために、また古文書学の観点からも、あらためて問題提起するものである。あわせて、本学の学芸員資格における担当講座の充実をはかっていきたいとおもう。

Abstract

About unpublished historical materials "Tougu Enjisho" (當宮縁事抄) in the country-designated important cultural property, Iwashimizu-Hachimangu shrine document, I notify photolithograph and compare foregoing volume historical materials and unpublished historical materials, and this report refers a bibliography-like commentary about the current situation, a form, the transmission of historical materials, document contents mainly, and an article does the importance. By the research of these historical materials, I offer the new historical materials information of Iwashimizu-Hachimangu shrine possession historical materials to the field and report the research of the base concerned with the fields such as archive science, cultural assets studies, museology, archives studies and think that I want to do it for the help of the collaboration study that total these different kind of studies. I bring in particular up a problem from the viewpoint of archive science some other time again to let the study of the museum document theory progress. I want to measure the improvement of person in charge of this school lecture in the curator qualification in total.

はじめに

本稿は、石清水八幡宮所蔵「當宮縁事抄」（以下、本史料と略記）について、影印（写真版）を掲出した上で、刊本との対照表を一覧し、なお未刊の古文書を中心に解説を付して論説するものである。

本史料は、主に中世古文書群の写本として相伝された伝世文化財である。かつて社外に流出したが、現在は、国指定重要文化財「石清水八幡宮文書」の1点として、同宮収蔵庫に保管されている。本史料には、後掲の【古文書一覧表】のとおり、83通（2通は原本への追加文書）の古文書が収

載されている。

本史料の調査・研究によって、「石清水八幡宮文書」の新たな史料情報を斯界に提供するとともに、古文書学・文化財学・アーカイブズ学などの分野に関する基盤研究の一斑を報告できるものとする。とくに中世古文書のアーカイブズ学に着目した理由は、中世文書にかかわる様式・形態・機能といった古文書学の観点、および管理・保存・修理・活用といった文化財学の観点、さらに記録情報資源としての古文書資料研究といったアーカイブズ学⁽¹⁾の視座を勘案

することによって、研究上も、文化財上においても、その史的・資料的な価値を見直し、その特質を再発見することができる点あげられる。なお、今後の資料保存学の重要性について問題提起できるものと確信する。

この拙稿では、本史料および原本（以下、原本と表記する場合は、本史料制作の段階において、本史料が謄写された元となる史料のことである）の状態、筆写の目的、文書選択の理由、本史料の相伝の経緯、保存や管理状態、現在の「石清水八幡宮文書」の正文や写・案文との関連性など、これらの諸点から総合的に調査し解析することによって、古文書学・文化財学・アーカイブズ学にかかわる研究を展望できるものとおもわれる。

I 形態と相伝

本史料の名称は、表紙に貼られた題箋に「當宮縁事抄」とあり、史料名とされている。この題箋については、おそらく、寛文年中（1661～73）を中心に、石清水八幡宮文書をあらためて編集・整理した過程で、田中（東竹）召清が表記して装着したものと見なされる。

石清水八幡宮所蔵「東竹殿記録」（『続石清水八幡宮史料叢書一 田中家文書目録（一）』219頁所収「杉」5－22末刊）を閲覧すると、本文に「當宮縁事抄惣目録 召清新撰」とある。これを参看すると、田中家相伝の文書を召清が撰直し再編集した「當宮縁事抄」と称された編纂史料の存在が知られる。とすれば、本史料についても、一連の編纂史料とひとしく召清が「當宮縁事抄」と命名したに違いない。なお、同「東竹殿記録」から、田中家文書を整理・書写した後に、田中家の嫡流である要清（敬清の実子、召清の養子）に文書を返還したことがわかる。

鎌倉前期に、田中道清・宗清父子が編纂した、石清水八幡宮所蔵の「宮寺縁事抄」は著名だが、その編纂史料に準拠しながら、新たな編纂事業という意味を込めて、召清があえて「當宮縁事抄」としたものであろう。ちなみに「宮寺」の表記は、もちろん前近代に称された石清水八幡宮寺のことだが、「宮寺縁事抄」については「由緒来歴に関する特に重要と考えられるものを採録抄出し、これを類別編輯した史料叢書」であると解説されている⁽²⁾。「當宮縁事抄」については、田中家文書の写本を新たに作成し、冊子本や卷子本として、召清が再興した田中家庶流の東竹家に相伝し、その家格の証文とすることを目的としていたと考えられる。

本史料は、文化庁文化財保護部美術工芸課『石清水八幡宮文書追加目録』（1999年3月、124頁）の「御文庫収蔵」（659

番）として目録化され、国の重要文化財に追加指定された「石清水八幡宮文書」の1点である。その目録には、「題箋「當宮縁事抄」「一冊〔室町前期〕〔冊子本〕」とあり、法量は縦15.0cm、横43.2cm、墨付40枚と書かれている。【影印】のとおり本文は40枚、加えて横切の料紙を縦に半切した表紙1枚、おなじく半切の中表紙1枚（紙背の具注暦を表面にして綴じてある）。元裏表紙と元裏表紙見返にあたる料紙が1枚、計43枚である。本史料の奥書には「此本者對馬守殿借給了 應永九年十一月書寫畢 重寶也」（口絵C）と見える（後述）。

現状は、横帳形式の冊子本である。本史料最末（元裏表紙の裏）の紙背奥に「□□（徳）二二年十一月一日」の暦跋（【影印】42番）があり、前年の年号と撰進日付が書かれている。また、【古文書一覧表】26号～30号（【影印】26番）の紙背に「応永三年暦」「正月小一日」などの墨書がある。したがって、明徳4年の次年、すなわち明徳5年（1394）から応永3年（1396）の具注暦⁽³⁾の料紙（楮紙、虫損有）を反古とし横切紙に加工して、その紙背に古文書を筆写した点がわかる。ただし、すべての料紙の中央部に折り目の山が縦に入っており、袖と奥の端を合せて紙背（具注暦）側に折られた痕跡があるので、本史料の元の形態は、その中央部で折って袋綴じされた小型の冊子本であった。また、後補の表紙貼紙「六八（二の二）」（朱筆）および「石清水八幡宮所蔵 圖書（部）68 2（卷子）659 昭和廿九年七月壹日」（プリント・数字印字）の整理ラベルが附されている（口絵B）。両者に見える68は、石清水八幡宮の御文庫収納の箱番号である。

奥末（元裏表紙見返）に「召清」の朱印がある（口絵D）。寛永12年（1635）12月28日に11歳で得度した召清は、善法寺幸清（寛永2年<1625>10月27日任検校）の子息である。田中敬清（寛永9年<1632>8月12日任検校社務）の養子となって田中家を相続するが、寛文元年（1661）に家督を要清（敬清と善法寺舜清女子の子、延宝3年<1675>10月5日任検校、同11月3日任社務職、延宝7年8月15日、靈元天皇の代に放生会を再興）に譲って、田中一門の東竹を再興し、東竹召清と称した。寛文年中に石清水八幡宮の古文書や記録を整理したことはすでに知られている⁽⁴⁾。

上記の『石清水八幡宮文書追加目録』には、別に【東竹文書】（660号～821号）の卷子本と冊子本が収められ、召清の僧綱や法名が書かれ、同じ朱印が据えられている。【東竹文書】には「宮寺縁事抄」「八幡宮縁事抄」とともに「當宮縁事抄」と表記のある冊子本1冊、卷子本1巻（後述）が収められている。また同目録の【御文庫収蔵】（577－1号

～659号)には、同じ「當宮縁事抄」と外題が附された冊子7冊が確かめられ、外題・奥書、「召清」朱印などから東竹家によって収蔵された写本群と断定できる。したがって、ここで紹介する本史料の「當宮縁事抄」についても、召清が編集・整理した【東竹文書】の1点であったことは疑いない。

なお、石清水八幡宮が、令和2年(2020)8月に購入した表題「榊葉集 御神事 冬」(袋綴1冊、墨付41紙・表紙縦27.3 横19.9)の奥書には、「辛丑春三月上浣 法印召清(朱印)」「寛文改元辛丑秋九月十又五日 石清水八幡宮権別当東竹法印大和尚位(朱印)」と見える。石清水八幡宮所蔵「東竹文書」目録には、「榊葉集 仏神事 秋」(805号)と「榊葉集 秋冬」(806号)がある。前者には上記とほぼ同じ東竹召清の奥書と朱印(印文「召清」)が確かめられるが、後者には認められない。とすれば、上記の購入冊子本は、もともと805号の同秋と一対の同冬であることは明らかである。さらに購入冊子本の本文第1紙表には「森本家記」の黒印が捺されている。したがって、召清が編集した「榊葉集 御神事 冬」は東竹家から石清水神人の森本家へ渡り、その後、流出したものと考えられる⁽⁵⁾。このように、石清水八幡宮に所蔵されている「東竹文書」の一部が、かつて社外へ流出したことは確実である。

さて、本史料は、桐の薄板の文書筥に納められている(口絵A・B)。本史料を収納するために作成された筥蓋は縦45.8cm、横17.5cm、身は左右の縁の高2.0cm、内側の深さは1.5cmで、身の天地は破損している。蓋の表には、「応永膳寫八幡宮古文書 /係応永三季/曆紙背/ 玩古堂珍襲」と墨書されている。「玩古堂」は「玩古洞」ともいわれ、浮世絵商の元禄堂・吉田金兵衛(通称吉金)の甥・竹田泰次郎(1886～1937)が東京下谷の黒門町で営んだ、同じく浮世絵版画骨董商・竹田玩古洞(堂)のことである⁽⁶⁾。石清水八幡宮から流出した「東竹文書」内の本史料は、この骨董商が専用の文書筥に収めて、再び石清水八幡宮文書に収蔵されたのである。当時の記録はなく、未詳だが、おそらく玩古堂から購入されたものであろう。

社務所発行の『石清水八幡宮史』第5輯(87頁)の亀山上皇院宣案(後掲【古文書一覧表】33号)、また同書(110頁)の後宇多上皇院宣案(同18号)の史料出典の表記は、「榊垣貞吉氏蔵 史料編纂所写本」となっている。したがって、本史料「當宮縁事抄」は、『石清水八幡宮史』が印刷された昭和10年(1935)7月25日の時点においては、石清水八幡宮に所蔵されていなかったといえる。とすれば、玩古堂の竹田泰次郎の没年からみて、同書が発行された直後に石清

水八幡宮に入ったのかもしれない。

東京大学史料編纂所の所蔵史料目録データベースをもって検索すると、榊垣貞吉氏所蔵(三重県宇治山田市)「當宮縁事抄」謄写本(2012-302)、44丁、1914年(大正3)複本作成と見える。『国書総目録』にはひとしく「當宮縁事抄」と見えるが、「一冊 ㊟神社 ㊟神宮(大正写)＊保元～応永」とあり、神宮文庫に大正期の写本があることが知られる⁽⁷⁾。大正3年(1914)に東大史料編纂所では、榊垣貞吉が所蔵していた謄写本(本史料：石清水八幡宮現蔵本)から複製本を作成し、貞吉は亡くなる以前に写本を作成して、神宮文庫に収めたと考えられる。その後、本史料は骨董商の玩古堂に流れたのである。

榊垣貞吉は、嘉永元年(1848)生まれ、大正9年に没している。三重県士族、神宮禰宜を勤め、従四位に叙されている。退官後、大神宮史編纂の嘱託に就き、神宮司庁が編集した最初の神宮概説書『神宮大綱』(1912年発行)の編集監督などを務めた⁽⁸⁾。また貞吉は、古文書や文献資料の蒐集家としても知られる。たとえば、福本如酔の写本「今はむかし」(1893年写、表紙外題「今は昔」)の奥書に「明治廿五年十二月の頃杉山氏蔵書を賣られたる時此今ハ昔一卷榊垣貞吉ぬしの買求められたるを借り得てうつつ了ぬ 明治廿六年一月廿八日 福本如酔」と見え、福本は貞吉が購入した書籍を筆写したことが知られる。さらに、東大史料編纂所公開データベースに掲載された『東京大学史料編纂所報』43号所収「三重県下中近世資料調査」の「大西春海氏所蔵文書(鹿東文庫)」目録に、

一、三首会紙建武元年八月十五夜

大正己未五月中澣模写、度会貞吉

右老冊、原本久志本常章氏ノ所蔵ニシテ建武二年ノ古書ナリ、榊垣貞吉氏模写ノ本ニ依リテ再模了、筆写有馬静輔、本日一校了、

大正八年七月二十八日大西源一識

とある。この神道学の郷土史家・大西源一による大正8年7月の識語によれば、建武2年(1335)の古文書の原本を、同年5月に榊垣貞吉が模写し、その筆写本をあらためて借り受け、有馬静輔が写したことがわかる。貞吉は古文書の蒐集家であったが、自らも稀覯本を臨模して残した。その榊垣貞吉がかつて所蔵していた本史料については、他に神宮文庫所蔵の筆写本と東京大学史料編纂所所蔵の謄写本(複本)の2種が残っているのである。

ところで、先に掲出した奥書に見える、応永9年の筆写段階で元の原本(これ自体が文書群の謄写本)を所持していた「対馬守」に関し、このような受領を石清水社内で称

した身分を想定しておきたい。奥書(口絵C)の「対馬守殿」の右肩にある注記は「秀行」と読めるが、受領の「殿」書からして、石清水社内において受領を称する俗人は、惣奉行や宮寺奉行(諸担当奉行)、また巡検勾当などに任じられた宮侍の俗官(神人や所司などを出自とする)が考えられる。主に社務の検断権を境内で発動する彼らの多くは、社務検校や別当職に就任した祠官家の田中家や善法寺家などの被官であった⁽⁹⁾。祠官や所司といわれた僧官にたいして、外に俗官と呼ばれたのは禰宜神主職である。彼らは、紀氏を名字とし、俗別当・権俗別当・神主・権神主などに就いたが、四位・五位相当の位階は有するけれども受領を称した例は管見に入らない。

では、本史料の謄写本を作成した者は誰であろうか。ずばりいえば、社僧や神人を統括する公文所の寄人や、宮寺の事務・祭祀を司る執行や年行事などを輪番で勤仕した御殿司・入寺などの所司、すなわち神宮寺の護国寺や極楽寺の供僧衆(坊人:山上境内の坊舎の住持)と考えられる⁽¹⁰⁾。その根拠は、先に述べたとおり、本史料が中世の大寺社で使われていた具注暦の反古紙を用いていた点にある。とくに本史料の料紙である具注暦に「さいけしき(歳下食)」「けしきむま(下食午)の時」などといった下食日の朱筆が散見される。陰陽道でいう歳下食や下食時の禁忌に留意すれば、本史料「當宮縁事抄」は仏神事を奉仕した所司の坊人(坊舎・坊名・法名は不明)が使用していた具注暦を反古とし、原本を対馬守秀行から借りて謄写本を制作して、「重寶」として所持し相伝されたものであろう。とすれば、本史料は、田中本家から借り受けた田中家文書中の史料ではなく、時期は未詳だが、田中(東竹)召清の手元に入って、東竹家文書の中の「當宮縁事抄」に加えられたものであった。

II 文書の性格と内容

本史料の文書は、後掲の【古文書一覧表】(以下、【表】と略記)のとおり、年代に着目すると、保元2年(1157)太政官符写(1号)から応永19年(1412)足利義持御判御教書写(83号)まで、鎌倉時代を中心とする案文83通が収められている。その内、重複文書が3点(39=77号、62=67号、72=81号)あり、実数は80通となる。その中に文書に注記された事書の抜粋写が1点(41号)あるが、ここでは謄写文書として加算した。元の原本は、奥書より前の81号文書までで、かつ本史料に謄写された古文書の下限は71号の暦応2年(1339)であるから、原本の成立時期は南北朝期と見なされる。奥書より奥の2通(82、83号)も本

文と同筆であり、83号は謄写後の応永19年の文書なので、筆写した人物が追補した案文に違いない。したがって、筆写された原本の文書実数は、重複文書3点を除いた78点となる。なお、冊子末の白紙には近世の覚書・手習などが散見される。

【表】〔凡例〕のとおり、正文および案文をも含めて、本史料内の謄写文書と同一の古文書がすでに刊本(『大日本古文書』『平安遺文』『鎌倉遺文』『石清水八幡宮史』)に収録されている場合は、その巻や号、輯や頁を表記した。さらに、宛所を一覧し、備考を設けて、別の刊本情報などを注記した。とくに『大日本古文書 家わけ第四 石清水文書』(全6巻)に記載されていない文書(正文ないしは案文)については、同書が発行された時期(明治42年~大正4年)には、石清水八幡宮の所蔵文書でなかった点を付記しておきたい。

上記の刊本に掲載されていない文書は、【表】の9・13・19・20・21・22・27・30・32・34・35・41・42・43・44・45・46・47・55・56・57・58・69号で、計23通となる。『鎌倉遺文』では収録していないけれども、『石清水八幡宮史』が採録した文書は、【表】の18・28・31・33・37・38・59・60・61・62・63・64・67・71号で、計14通となる。

そこで、石清水八幡宮所蔵の諸本と対照するために、石清水八幡宮社務所発行の所蔵目録『続石清水八幡宮史料叢書一 田中家文書目録(一)』(以下、「田中」と略記)と『続石清水八幡宮史料叢書三 菊大路家文書目録』(以下、「菊」と略記)を参考にして、古文書の内容について論説しておきたい。

【表】の「続叢書」の項目によれば、本史料の原本で謄写された文書は、石清水八幡宮所蔵文書としては、そのほとんどが分類符号「桐」の部に収められおり、1号文書のみが「杉」の部にも同様の写本として伝わっている。また「ろ」の部が23・80号の2点、「は」の部に11号1点が確認できる。前者の「桐」「杉」は、石清水八幡宮所蔵「田中家文書」のうちで、【表】の「大古」の項目のとおり、主に『大日本古文書』「石清水文書之一」に収録される主要文書群で、1号文書の太政官符だけが同「石清水文書之二」に収められている。後者の「ろ」「は」の部は、『大日本古文書』「石清水文書之六」に収録された「菊大路家文書」(善法寺家文書)になる。

まず、1号文書から、「田中」(以下、「続叢書」の頁数を表示する)で確かめておこう。同じ1通の文書として、分類符号は、「桐」12-4-8(153頁)および「杉」3-1-8(188頁)の2ヶ所に見える。前者の「桐」12-4には「八幡別当令兼任弥勒寺講師例」の表題が附されており、その8

の「勝清法印」項に保元2年(1157)10月6日付太政官符写がある。「大古」2-417号は、同612号と「同一」として本文を省略し、612号では、「杉」3-1の「勝清昇進事」の8の同日付太政官符写を採録している。ただし、1号文書には太政官印(外印)の印影はないが、「大古」612号には印影が3顆あることが記されている。したがって、1号文書は、印影のない「桐」12-4-8と同じ系統の写本であることがわかる。この点は、他の「桐」部に収められた文書と同様であった。

「杉」3-1の奥書には、「建久三年十月廿二日経沙汰自運清責取文書内 法眼^(宗清)(花押)」「自先師別当房相伝文書内 権少僧都^(宗清)(花押) 可給幸清法眼^(宗清) 法印^(宗清)(花押)」と書かれている。すなわち、田中道清(建久3年<1192>2月4日任別当)が弟の運清⁽¹¹⁾から取り返した田中家文書のうちの1巻で、それを子息の宗清(文暦2年<1235>7月3日任別当、嘉禎3年<1237>4月23日任検校)が相伝し、なお、善法寺(竹と号す)幸清(建永2年<1207>任別当)に給与したことがわかる。幸清の次に別当に補任されたのが宗清であった。幸清に渡った本文書のその後の相伝は不明だが、下記に述べるように、おって田中家に戻されたことは間違いない。

昇進次第がまとめられた田中勝清は、田中道清の祖父で、永暦2年(1161)正月24日に権別当から検校に宣下をもって補任され、宮寺の社務を19年間にわたって統轄した祠官である。それより先、1号文書の大宰府宛太政官符をもって、保元2年に宇佐宮弥勒寺の白河院御願の新宝塔院別当に任じられていた。

道清・宗清父子は鎌倉前期に田中家文書を編纂したことはすでに述べたとおりである。写本を卷子装したのは宗清と考えられるが、紙継目裏の花押が半分欠けている点からみて、後世に剥落ないしは切断された場合が認められる。さらに、次の「杉」3-2の奥書に「長享二年十一月廿三日裏打之」「長享二年十月十六日別当法印奏清(花押)」とあることを勘案すれば、戦国期に田中家文書を整理した田中奏清(文明9年<1477>7月10日任別当、長享3年<1489>任検校)による裏打・修理がなされたとみてよい。鎌倉期に宗清が成巻したものは、紙継が剥離してしまい、錯簡が生じたものがあつた。後述の「桐」部の文書についても同様であるから、応永9年(1402)に謄写された本史料の原本は、卷子から剥離した状態の文書群を写したことが推測されるのである。なお、「杉」3-1に収められた文書に関しては、何れも案文が成巻されており、正文は石清水八幡宮に現蔵されておらず、その所在は不明である。

さて、【表】の2号は、「桐」9-4「宮寺并極楽寺諸国荘

園官符 /但口損失之間/以写書統畢/」(「田中」110頁)の外題が附された卷子に該当する文書の案文1点である。正文は、保元3年(1158)12月3日付石清水八幡宮并極楽寺宛の官宣旨だが、その奥書には、ひとしく「自先師別当御房相伝 権少僧都^(宗清)(花押)」とあり、また紙継目裏に宗清の花押が据えられているので、田中宗清が父道清から相続した文書を宗清が成巻し直したものと考えられる。旧外題および巻末には先述した田中敬清の「敬」一字の朱印が捺されており、また卷子首部の欠損部は写本で後補されているので、江戸前期の敬清の代に修理されたことが知られる。「大古」1-123号(301頁)に釈文が活字化されているが、後補のことは注記されていない。現状を確認すると、河内国の「掃部別宮 神並庄 本御座園」以前は写本を貼り継いでいる。とすれば、本史料と同じように、別に写本が存在していたといえることができる。

「田中」の符号順に見ていくと、次は桐9-7(113頁)の成巻の文書群で、原本は鎌倉期の15通、室町期の4通、計19通の案文が収められている。【表】と対照させると、鎌倉期の15通が謄写されている。すなわち、【表】の7号(9-7-1)6号(同2)36号(同3)14号(同4)15号(同5)16号(同6)8号(同7)5号(同8)12号(同9)10号(同10)17号(同11)29号(同12)68号(同13)65号(同14)66号(同15)のとおりである。

このように石清水八幡宮所蔵の文書(正文・案文)と本史料の古文書とは、文書の配列が異なっている。「桐」9-7の内題「石清水八幡宮寺被仰下制法事 /繪旨院宣等次第/武家御教書/」と紙継目裏に、田中敬清の同じ朱印が捺されていることから、敬清によって裏打がなされ成巻し直されたとみてよい。主に1紙に1通といった案文の作成からして、正文から謄写したものと見なされる。

【表】の本史料の原本が作成された段階では、正本ではなく、すでに謄写本の形態を成していたが、ただし「桐」9-7とは別の系統の諸本であったと考えられる。たとえば、【表】7号、「大古」1-322号(「桐」9-7-1)の亀山上皇院宣写は、書き下し年号だが、本史料では「弘安元」の付年号になっている。また「桐」部の宛所「八幡別当法印御房」の下には「田中行清」の注記があるが、本史料には書かれていない。筆写文書の配列を勘案すると、やはり本史料の原本は、「桐」とは別の系統の写本といえることができる。

【表】6号の亀山上皇院宣写と10号の伏見天皇繪旨写は、備考欄に表記したように、筑波大学所蔵「石清水八幡宮文書」(田中家文書の正文・案文、以下、「筑波」と略記)に収められている。前者は、「筑波」10号の写本と同文だが、

「桐」9-7-2とも異なり、「筑波」だけに端裏書「公家武家御法度・先規御判物」が記されている。本史料と同様に付年号の様式だが、「筑波」は宛所下に異筆と見なされた「田中行清」と、「桐」9-7-2と同じ注記がある。また「筑波」12号では、後者10号の「石清水八幡宮寺興行条々」の12条目だけが前後の条文を省き筆写され、文末に続けて、書止「依天氣執達如件」の文言を付し、ひとしく書き下し年号、奉者は本史料では「右中将 /在判/為雄/」とあるが、「筑波」12号では「右中将 /判/為雄/」（葉室為雄）となっている。「桐」9-7-10は、奉者の表記は【表】6号と同じだが、「桐」9-7-10だけに宛所「検校法印御房」下の「善法寺尚清」の追記が認められる。なお「筑波」は同一の料紙に10号・12号・13号が筆写されている。宛所下の注記の有無から推して、本史料・石清水八幡宮所蔵文書（「桐」）・筑波大学所蔵文書の3者は、筆写の異なる系統の謄写本と考えられ、中世から近世にかけて、祠官家の田中家では、東竹召清の写本作成のように、他の庶流や善法寺家などにより、しばしば写本が制作され、諸家に相伝されていたことが明らかとなった。

ついで、「桐」9-10（「田中」115頁）「石清水八幡宮境内并諸国神領公役免除事 /論旨院宣等/武家御教書次第/」を見よう。「桐」部には25通の古文書案が成巻されているが、【表】のとおり、本史料では、「桐」9-10-1、2、4～23、25が写されており、同3の元暦2年（1185）正月9日付源頼朝下文案と、同24の貞和元年（1345）11月26日付室町幕府御教書案は収められていない。ただし、同25は【表】の83号だが、この応永19年5月10日付の足利義持御判御教書写（【影印】40番）は、原本に書き加えたものであった点に留意する必要がある。まったくの同文であることから（「大古」1-148号参照）、室町期に正文ないしは「桐」9-10-25から直接筆写された可能性がある。

同じく【表】82号の保元3年10月日付後白河上皇院宣写も、本史料の本文と同筆で、同83号文書も同様であるから、謄写時の原本にはなく、筆者がほぼ同時期に追加したものである。「田中」「桐」9-10-1（「大古」1-123号）と対校すると、字句は同じだが、筆写時に「然雖」の「然」を書き間違え、「然歟」と行間注が書かれている点は異なる。「田中」の「桐」9-10の現状は、やはり田中敬清の時代に成巻し直されたものと考えられる。

対照関係は次のとおりである。【表】の82号（「桐」9-10-1）76号（同2）39号（同4）78号（同5）79号（同6）24号（同7）25号（同8）26号（同9）3号（同10）72号（同11）4号（同12）73号（同13）48号（同14）49号（同15）40号（同

16）74号（同17）75号（同18）50号（同19）51号（同20）52号（同21）53号（同22）54号（同23）となる。

さらに、石清水八幡宮所蔵「菊大路家文書」に対応する本史料は、【表】の11号（「菊」「は」-92-9）、23号（「菊」「ろ」-3-2）、80号（「菊」「ろ」-3-4）の3点である。「は」-92-9は、刊本「大古」6-441号に収録されている。『石清水八幡宮文書追加目録』（84頁）によれば、料紙は3紙であり、「大古」（545～548頁）のとおり、本文書・弘安元年4月16日「石清水八幡宮護国寺御殿司置文写」・貞和2年8月3日付足利尊氏御判御教書写が謄写されている。本文の表題は「石清水八幡宮御殿司事」で、内容はいずれも御殿司の職掌と員数（7名）に関するものである。3通の文書は、御殿司の「根本之証文」として写されていた。「菊」の「は」-92は、近世に善法寺家であらためて「石清水八幡宮祭祀関係文書」（年次は嘉永6年9月16日付孝明天皇綸旨写にいたるまでの16通）として筆写、成巻されたと見なされる。

【表】11号は、同じ亀山上皇院宣写だが、石清水八幡宮所蔵の「菊」とは写本の系統が異なり、本史料に収載された11号がより正文に准じて写されている。宛所の「八幡別当法印御房」は田中行清であり、また【表】の本史料の原本は主に田中家文書の「桐」部の史料群であるから、本来は田中家文書に残るはずであるが、石清水八幡宮には現蔵されていない。しかし、本史料を参照すれば、原本の謄写の時期や、正文・案文の別も未詳ながら、原本が作成された段階では、同じ史料群の1通であった点は疑いない。

【表】23号（「菊」「ろ」-3-2、「大古」6-4号）は、正嘉2年（1258）11月18日付の善法寺（新善法寺を号す）宮清宛の後嵯峨上皇院宣写だが、「弥勒寺并喜多院正八幡宮相伝文書」との表題が附された「菊」には、足利義満御判御教書など外の4通（1点は案文）とともに、正文（1通1紙、縦36.4cm 横64.4cm）が収納されている。現状の前文書（「菊」「ろ」-3-1）との紙継目裏には、後紙の「菊」の「ろ」-3-2の裏袖にのみ、継目花押の半切部分があるので、本来、間に継がれていた本紙は切断され剥がされたことがわかる。文意は、宇佐宮弥勒寺および大隅正八幡宮の検校職に関し、善法寺祐清の遺志に任せ、善法寺門跡家を相続した宮清が相承すべきであることを認可したものである。同検校職については、すでに、仁治3年（1242）9月21日付の太政官符（「大古」6-29号）によって補任されていた。宮清は、善法寺（家田を号す）實清（祐清5男、嘉禎3年<1237>8月3日任別当）と幸清（祐清の弟）女子の子息で、建長7年（1255）9月3日石清水検校に補任されている⁽¹²⁾。同じ系図によれば、宮清は後嵯峨院より着帯局

(大納言典侍、花山院法眼良宗の女子、大納言法印玄雅〈五辻家〉の妹)を賜って、その御落胤が尚清と見える。

本史料のように、善法寺家に相伝された文書が田中家文書として写し残されることは稀である。石清水検校職は善法寺宮清から田中行清(田中宗清と善法寺祐清女子の子息)に継承されたが、検校の社務職にかかわる文書群が閲覽された際に写され(「大古」1-281号参照)、田中家文書の一群とともに写本が作成されたようだ。なお【表】の23号では、奉者「左兵衛督」の下に「資平」の注記があるが、正文を載せる「大古」では、飛鳥井教定の人名注を付している。非参議従三位の三条資平は正嘉元年に出家しているので、本史料の注記は該当しない。人名比定は「大古」に従っておきたい。

次に、【表】80号(「菊」「ろ」-3-4、「大古」6-6号)を見ておこう。建長4年(1252)10月4日付で、壇棟清(暦仁元年<1238>8月4日任検校)宛の御嵯峨上皇院宣写である。「菊」は、1通2紙(縦32.5cm 横102.0cm)の正文とする。字句の異同はないが、奉者「大宰権帥」の下には「為経」の注記があり、「大古」のとおり、吉田為経に比定できる。上記と同じく、宇佐宮弥勒寺と大隅正八幡宮の検校職に関する内容で、宮清一期の後は、棟清の子・妙清(弘安3年<1280>5月23日任検校)が継承すべきことを保証するものである。本史料の直後、10月13日に棟清は入滅している。

石清水八幡宮寺の社務検校職は、光清-勝清-成清-善法寺祐清-田中宗清-壇棟清-善法寺(柳を号す)耀清-善法寺宮清-田中行清-壇妙清-田中守清-壇妙清-善法寺尚清-壇妙清-壇朝清と受け継がれた。また、善法寺家一門が世襲した弥勒寺検校(講師)職は、第25代別当の光清が大治3年(1128)10月21日に石清水検校補任と兼職したことにはじまり、光清12男の成清(建久3年2月3日任検校、高野検校と号す)から子の祐清(承元3年<1209>9月17日任検校、善法寺を号す)、その子の棟清、その弟・實清、その子の宮清へと継承された。しかし、本来は、實清が舎兄の棟清と起請文を交わしたとおり、實清の後は、壇棟清の子・妙清へと相伝されるべき職であったが、「仁治讓補之与判」(「大古」6-29号)に任せ、宮清一期の後は、棟清の子息・壇妙清(嘉元3年<1305>入滅)が襲うことになった。その後は、再び宮清の子息・尚清(元応2年<1320>入滅)が継いだ。石清水八幡宮寺の検校・別当・権別当といった職制だけではなく、善法寺家一門内では、兼職の弥勒寺検校職の相続紛争が繰り返されていたことが知られる。その外、善法寺家においては、香椎宮検校職や宝塔院主職の競望の事例が確かめられる。

最後に、本史料だけに確認できる文書について、【表】の番号を下に列挙して解説をまとめておきたい。

9、13、18～22、27・28、30～35、37、41～47、55～64、67(62と重複)、69～71

以上、37通が、石清水八幡宮所蔵文書目録である『続石清水八幡宮史料叢書』に確認できず、もちろん『大日本古文書』にも収載されていない。宛所に着目すると、祠官家が善法寺(16点)・駿河小路(1点)・壇(7点)・田中(7点)・竹(1点)などである。たとえば、善法寺家では尚清宛が多く、その弟・駿河小路榮清、善法寺家の庶流の壇家では妙清、また田中家は行清・守清の父子、竹禎清らが確かめられる。彼ら宛ての文書は、【表】のとおり、外にも残されているので、上記の正文の社外への流出の時期やその理由などについては、文書内容の検討とともに熟考しなければならない。

その一例を示すために、竹禎清の祖父竹良清宛ての【表】38号について少し触れておきたい。【表】〔補注〕d)で述べたように、本史料と同じ史料名「當宮縁事抄」卷子本に同文書が収載されている(『石清水八幡宮文書追加目録』109頁「東竹文書」714番)。この卷子本の伏見天皇綸旨写(案)と、天理大学附属天理図書館所蔵「石清水文書」所収の同文書は、本文の字句から見て、同じ写本の系統であることは明らかで、本史料38号の写本の系統とは異なるものである。天理図書館の卷子本には「竹院文庫」の朱印が捺されている。田中家の庶流である竹家の文書が、田中嫡流家に入ったことは田中敬清の「敬」朱印が捺されている点から明白であり、敬清の時期に成巻されたこともわかる。その正文は、現在、前田育徳会尊経閣文庫に収蔵されている。放生会を再興した田中要清の時期に、前田家が写本を作成する際に貸与した一部の正文を売却したようだ(「杉」1-1。要清は前田家以外にも正文を譲与した例がある<「杉」2-4-7>)。したがって、田中(東竹)召清が「東竹文書」内の卷子本「當宮縁事抄」を編んだ際は、前田家に売却される前の正本で、天理図書館所蔵本は正文が売却された後に、田中家から流出した卷子本ということになる。前田家では正文を同様の奉書紙に臨写しており(本紙および懸紙、花押影あり)、正文を買得した文書については、その写を裁断した卷子本にあらためて継ぎ直し成巻して返却したのである(『石清水八幡宮社家文書』222頁)。石清水八幡宮文書の場合、『尊経閣文庫所蔵 石清水文書』によれば、正文142点(懸紙を含む)が前田家に流出し所蔵されたことになる。

さて、文書内容を概観するため、試みに本文を通覧して内容の鍵となる用語を抽出してみよう(【影印】参照)。

社務検校宛ての場合は「御幸」「造営料」「座次」「蔭次」「家

人」「放生会舞童」「神事（中略）闕怠」「放生会玉幡・楽器以下修理」「祠官等坊人」「極楽寺可令寺務」「伶人知行神領」「當社修理事祠官一同嚴密」「當宮寄檢非違使」「神寶所神人等進退可停止閑々泊々妨」など。別当・権別当・修理別当など宛ての場合は「舞童」「座次」「薦次」「神領」「二季金剛般若經転読」「勤行之供料（庄役）」「東寶塔院領（中略）折中之儀」「安居頭」「千部經供養賞（中略）相伝知行」「相伝房領」「寺社領間事、以訴陳状」「山上宿坊（略）御幸（略）社務之進止」「相伝証文」などである。

このように御幸・造営・所領・諸神役・訴訟・仏神事・席次・神人の自由通行権の安堵などと、内容は多様である。写された文書の宛所や年次の順序も区々であり、重複文書もあって、原本以前の謄写段階における文書群は統一的に整理されたものであったとはいえない。ただし、祠官を檢校職や別当職に任命した太政官符や口宣案は謄写されておらず、祠官の職能上の権限行使に関する院宣案や繪旨案が主である。したがって、原本については先の想定が正しければ、俗官の奉行衆ら祠官家の被官であった宮侍、本史料については、公文所の寄人や執行・御殿司・入寺などと称された所司の坊人が、宮寺の執務のために参照すべき勘例の手控えを目的として、田中家文書の主要文書群を中心に謄写・保存したことが考えられる。また、前述したとおり、本史料ないしは原本には「歟」と入れた誤字の修正や人名の注記および合点などが散見されるので、編集を前提にしたところの、校訂作業がなされた点は留意しておきたい。

おわりに

中・近世における石清水八幡宮寺の社内統轄権は、社務檢校・別当・権別当などに就く祠官家が掌握していた。この祠官家は、社務を掌る宮寺の官僧であり、妻帯が公許され血統で家格を継承した。田中と善法寺の二家为本流とし、その分脈・庶流の諸家により構成された。諸家や堂塔の莊園経済を基盤とし、本家と庶家の家連合による寄合談合をもって上層部の運営体制が構築されていた⁽¹³⁾。家職としての祠官家は、鎌倉期以前からの文書の相伝をもって、その正統性が証明されていた。いわば「家伝文書主義」の意識に基づいて、鎌倉前期に田中道清・宗清の編纂事業がなされたことは注目にあたいする。宗清の場合は、善法寺家の対抗で別当・檢校への昇進遅延があり、田中本家の正嫡意識や社務職就任の正当化のための自己主張もあった。嫡流が固執した正文・案文の相伝だけでなく、戦国期から江戸期の修理・編纂事業、また田中（東竹）召清の例に顕著な

ように、庶家では本家の相伝文書を借用し、写本を作成して家格の根拠として後世に伝えた場合もあった。しかし、諸家の経済的な事情や絶家などによって、正文ないしは案文が社外に流出してしまった例は少なくなかったのである⁽¹⁴⁾。

かかる文書の流転については、職能の観点からも考慮しておく必要がある。主に別当から昇進する社務檢校職は、社務領および年中祭祀にかかわる莊園・別宮からの年貢、また本社への寄進や祈祷料などを掌握し、なお社内において諸役諸職に下行する裁量権をもっていた⁽¹⁵⁾。室町將軍家の関与により、將軍による社務職の補任と、従来どおり朝廷が任命する檢校職とに分けられ、公武交渉と石清水八幡宮寺の祠官家相互の談合をもって、社務檢校職が決められた⁽¹⁶⁾。だが、中世から近世へと、諸家間や本家・庶流の間で社務職をめぐる相論は断続的になされていた。社務檢校職に就いていた時期の文書（正文ないしは案文）については、前任者から後任者へと伝達されていくことが考えられる。その過程で、ひとしく案文が作成され、社務檢校職を務めた祠官家に關係文書が伝えられたのである。したがって、正文が散逸しても、案文として祠官家に残された場合も多かった。さらに、本史料のように、田中家のような祠官家の文書が、被官の俗官や、宮寺執務の所司ら坊人に謄写されて、祠官家から散逸した文書が案文・写本として相伝された例も注視される。

「石清水八幡宮文書」に関し、広義に観ると、祠官家の「家」を中核とし、執務上および主従關係（所司・坊人、禰宣神主、宮侍・神人衆）、祭祀の役負担体系による人身的な歸屬關係（神人などの境内都市<八幡>の住人、散在莊園・外宮の僧官・俗官・神人・住人）など、血統や法統を繋いだ「家」および「坊」の縦横におよぶ宮寺連合体といった構成を反映していたといえる。まさにこの点において文書の相伝・修理・管理、社外への流出・散逸（神仏分離の影響が最大）といった特性を見出すことができるのである。

現在、石清水八幡宮が所蔵する古文書や聖教類の史料は『大日本古文書 家わけ第四 石清水文書』（全6巻）や『石清水八幡宮史料叢書』（全5巻）に掲載されているとおりだが、未刊の史料を含めると、その内訳は、以下のようになる。

祠官家であった①田中家相伝の文書群と、②菊大馬路家（善法寺家）の文書群が主体である。他には、田中家から分脈した庶家の③東竹家文書（近世に東竹家を再興した召清が編纂した写本類が主体）、善法寺家の庶家の④新善法寺家の文書群、公文所所司の⑤上野家文書群、近世社司（仕丁）の⑥辻村家文書群、境内山上にあった⑦坊文書（杉本坊・

橘坊・橘本坊・豊蔵坊など)、山下の境内都市<八幡>四郷(近世以降は八郷惣中) 町内の⑧寺院文書(大乘院・報恩寺など)、おなじく町内の⑨神人家文書、あわせて上記に含まれる場合もあるが、⑩奉納・寄贈文書(久我家・社司・坊人・神人家など)、⑪購入文書(社外に流出した文書を骨董商や古書店などから購入)、他に⑫伝来不明の文書がある。

本史料「當宮縁事抄」は、田中庶流の東竹家文書から流出し、石清水八幡宮が近代に購入した史料であった。流出した時期は未詳だが、東竹家の系図⁽¹⁷⁾によれば、天明8年(1788)に没した容清で絶家しており、その前後の時期および後世に境内の別家ないしは社外へと流出、流転したものとおもわれる。そして大正期には伊勢神宮の禰宜・檜垣貞吉の手元に入り、その後、書画骨董商の玩古堂へ流れ、昭和期に石清水八幡宮に戻ったことになる。

さて、副題に掲示したように、拙稿は中世文書に関するアーカイブズ学の基盤研究としての試みであった。古文書学の成果とアーカイブズ学との融合を目指した上島有氏が、「東寺百合文書」を調査・研究対象として、アーカイブズの意義について詳しくまとめられている⁽¹⁸⁾。その中で、アーカイブズの定義について、安藤正人氏⁽¹⁹⁾の提言を紹介している。あらためて安藤氏の発言を引用しておきたい。すなわち、アーカイブズの意味とは、「さまざま組織体が生み出す一次的な記録情報資源」であり、かつ「記録情報資源を保存公開するための文書館・公文書館システム」のことで、その学問的な基盤が「アーカイブズ学」=「記録史料学」(archive science)であると定義された。

旧来のアカデミックな古文書学では、公式様・公家様・武家様などの古代・中世の古文書様式論が主であったが、その後、機能論や形態論が主張されるようになった。つまり、古文書がどのようなルールに従って作成されたか、そのルールがどのような意味をもっていたのか、といった様式や本文の内容に加えて、文書の記録情報媒体としての役割を説いた機能論、古文書料紙の紙質や生産・流通をはじめモノとしての古文書の形態論が注視され、いわば総合的な古文書学が提唱され実践されたのである。

もちろん、これまでも相伝の来歴、由緒、所蔵者などの調査はなされてきたけれども、近年では、現状にいたるまでの歴史的な整理・編纂・保存・管理の過程が、とくに古文書修理の方法や技術の面から科学的に究明されるようになった。いま、まさにこのような観点から、古文書学と文化財学とアーカイブズ学との学際的な協働が希求されていると考えるべきであろう。

博物館学や文化財学の立場からいえば、修理や保存に加

えて、国民・市民がより豊かな文化的かつ教育的な生活を享受するために、国の文化財および地域の文化遺産の活用が問題提起され、実践的な活用が思考されているのである⁽²⁰⁾。さらに、東京大学史料編纂所DB「古文書ユニオン」(文書画像写真)や京都府立京都学・歴史館「東寺百合文書」をはじめ、全国の博物館・図書館・文書館・学術研究機関では、古文書画像がデータベース化され、デジタルアーカイブズ事業が推進し、活用の利便が図られている。ただし、デジタル史料の公開によって、指定文化財である原本の閲覧に制約がともなう場合がある。だから、利用者にたいしては、とくに文書の紙質を含めた原本の形態や管理状態に関し、より詳細な史料情報(目録調書)の公開が望まれるところである。

本稿で紹介した国指定重要文化財「石清水八幡宮文書」の編纂および修復の歴史については、村田正志氏が簡明に整理されている⁽²¹⁾。とくに石清水八幡宮所蔵の「田中家文書」に関し、鎌倉前期の田中道清・宗清父子、戦国時代の奏清⁽²²⁾、江戸期の敬清・召清父子、以後、戦後の昭和、平成・令和と継続して文書の修理が行われている。編纂・修復にいたった背景や経済的事情をはじめ、修理の有無や度合の歴史的な認識⁽²³⁾、各時代の修理の具体的な方法などに関し、文書状態の科学的な解析を含め、今後の課題である。

石清水八幡宮研究所では、修理の新情報を加えて、調査・研究に基づいたあらたな目録を作成中である。あわせて社内外で企画展が催され、国内外の多くの博物館・美術館に貸し出され展覧されて、新たな知見を得ている。これらの基本的な研究を踏まえた上で、今後、古代・中世・近世古文書におけるアーカイブズ学に基づいた再検証を実施し、「石清水八幡宮文書」の全体構造を究明していきたいと考えている。

かかる学術的な成果に関し、上記の経験をいかしながら、本学の古文書学・文化財概論・博物館資料論などの学芸員資格講座の基盤研究として活用していきたいとおもう。

【付記】

本稿は、石清水八幡宮研究所における調査研究の成果の一部である。いつもながら、同研究所の西中道禰宜と田中博志権禰宜にはたいへんお世話になっている。衷心よりお礼申し上げる。(2021年2月22日)

註

1) 主に中世の古文書に関するアーカイブズ学については、上島

- 有『中世アーカイブズ学序説』（思文閣出版、2015年）を参考にした。筆者は、古文書学・博物館学・文化財学などの協働に基づく、古文書史料と文献資料（研究書・論文）を融合した調査・研究・保存・修理・管理・公開・活用・教育・学修のための総合の学と理解している。なお、根本彰『アーカイブの思想』（みすず書房、2021年）の「公文書館に移されたものだけがアーカイブズであるというのは狭すぎる定義」（19頁）との提言を参看すれば、歴史的に官・公・私が混成し所蔵される中世文書については、広義のアーカイブズと見なすことができるだろう。
- 2) 村田正志「解題」（『神道大系 神社編 石清水』精興社、1988年）
 - 3) 具注暦の基本的な理解については、湯浅吉美「中世における具注暦の展開」（赤澤春彦編『新陰陽道叢書』第2巻中世、名著出版、2021年）を参照した。とくに本史料については、同論文261頁【14世紀後半以降】の「間空きなし、暦跋タイプ②、暦記なし・・・伯家、広範囲の貴族、大寺社」に該当する。
 - 4) 「祠官家系図（田中）」（『石清水八幡宮史』首巻31頁）
 - 5) 石清水八幡宮所蔵「田中家文書」「桐」12-17の「榊葉集」秋（『石清水八幡宮史料叢書4』271～319頁）と同冬（同321～359頁）の現蔵史料は確認できる。しかし、同秋の巻末には「紙数四十枚 忠家（花押）」とはあるが、召清の奥書や朱印はない。
 - 6) 反町茂雄『紙魚の昔がたり 明治大正篇』（八木書店、1990年）542頁。なお、大場磐雄『柴石雑記』巻9にある「竹田玩古堂に存する故神田孝平氏所蔵品」の記述に着目した徳田誠志は、竹田玩古堂の竹田泰次郎の浮世絵売買や勾玉蒐集について触れている（『神田孝平から本山彦一へのパトシリレー』『関西大学博物館彙報 阡陵』66号、2013年）。
 - 7) 『鎌倉遺文』未収録古文書の釈文（全文書ではない）については、神宮文庫本「當宮縁事抄」を翻刻した菊池伸一「神宮文庫所蔵「当宮縁事抄」所収文書（上）」（『鎌倉遺文研究』43号、2019年）を参照されたい。
 - 8) 『神道人物研究文献目録』（弘文堂）の「檜垣貞吉」、『神道史大辞典』（吉川弘文館）の「神宮大綱」の項目などを参照した。
 - 9) 拙著『戦国期の石清水と本願寺』第1・2章。戦国期の例では「善法寺被官対馬守」の小篠秀光が見える（29・49頁）。また、石清水八幡宮所蔵「八幡宮寺紀氏系図」（『続石清水八幡宮史料叢書』1-72頁「桐」5-16、未刊）には、巡検勾当の「秀貞」は見えるが、本史料の注記「秀行」は書かれていない。
 - 10) 『石清水八幡宮史料叢書』4-70頁「年中用抄」上
 - 11) 拙稿「鎌倉時代における石清水八幡宮寺祠官の印章—幸清・宗清・耀清—」（『東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館年報』9、2018年）
 - 12) 「祠官系図（善法寺）」（『石清水八幡宮史』首巻54頁）
 - 13) 前掲註（9）拙著第1・2章
 - 14) たとえば、『奈良国立文化財研究所史料第七冊 唐招提寺史料第一』（吉川弘文館、1971年）には「八幡善法寺文書」が所収されており、その中には「西竹家」収蔵本を善法寺家の右筆が筆写した写本が確認できる（同書323頁「于時永正十二年五月 日、以西竹殿御本写之畢、不審雖多本儘書写之、右筆實家」）。西竹家本は石清水八幡宮に現蔵されていない。西竹家は、永正5年（1508）に社務検校に就いた交清（没年天文8年<1539>）、永正7年（1510）に権別当に補任された子の賞清（没年未詳）より後の系譜が断絶している（「祠官系図（西竹）」（『石清水八幡宮史』首巻43頁）。西竹賞清は田中本家から借錢しており、財政的に窮乏していたのかも知れない（年欠7月11日付田中殿宛て西竹賞清書状『石清水八幡宮文書外 筑波大学所蔵文書（下）』61頁・61号）。
 - 15) 拙著「石清水八幡宮領陸奥国岩城郡好嶋庄」（『東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館年報』11号、2020年）
 - 16) 戦国期、後奈良天皇が13代將軍足利義輝にたいし、武家伝奏を通じて、田中教清の社務職補任の叡慮を伝令した（『大日本古文書 石清水文書』3巻829号）。しかし、義輝は補任しなかったため、朝廷も検校職に任命することはなかった。談合不成立の事例だが、公武の意思の交渉は行われていたのである。この時期は、田中家一門内における家督の競望、検校職の相論、將軍家の御師（祈祷師）・善法寺家の威勢などが影響していた。なお、社務職に関し、慶長5年（1600）徳川家康が、今後の競望を止め、祠官の田中・善法寺・新善法寺・壇四家の廻職（輪番）を定め、寛永9年（1632）家光の代に、家康以来の「御定」で、検校の勅許を受けた後に、將軍が社務職に補任することが、公武の間で公式に確認された。
 - 17) 「祠官家系図（東竹）」（『石清水八幡宮史』首巻47頁）
 - 18) 前掲註（1）
 - 19) 「21世紀日本の歴史情報資源とアーカイブズ」（『歴史学研究』761号、2002年）
 - 20) 古文書の保存科学に関しては、園田直子『紙と本の保存科学』（岩田書院、2009年）、宍倉佐敏編著『必携 古典籍・古文書料紙事典』（八木書店、2011年）、国宝修理装潢師連盟編『装潢文化財の保存修理』（2015年、サンエムカラー）が参考になる。
 - 21) 前掲註（2）
 - 22) 石清水八幡宮研究所の調査・研究の一環として、文化庁・京都府の指導による国庫補助金事業「国指定重要文化財・石清水八幡宮文書」の修理は、毎年継続的に（株）奈良文化財保存において行われている。石清水八幡宮研究所では、その修理事業の成果を包摂しながら、石清水八幡宮所蔵文書の調査・研究を推進し、新しい総合目録の制作に従事している。新たな発見に関しては、今後、研究所報を通じて、逐次報告していく予定だが、とくに中世（鎌倉～戦国期）の文書修理および編纂をめぐる、紙背文書を含めたところの研究が俟たれる。これまでの調査では、『続石清水八幡宮史料叢書』1「田中家文書目録（一）」収載の「桐」「杉」の両部において、戦国期の田中奏清の受給・発給文書に加えて、文書修理に関する裏打書・奥書・裏書・紙継目朱印・注記・署判など、80件近い記録があらためて確認できた。
 - 23) 京都文化博物館総合展示図録『保存と修理の文化史』（2018年）の森道彦・中野慎之「伝世品について」に書かれた「修理の機縁」「伝世の責任」「技術と思想」「修理の思想と観念」といった分析概念、同『日本の表装』（2016年）での掛軸を中心とした「表装文化」の提唱などは、中世文書のアーカイブズ学を資料情報の観点から思考する上でも、興味深い重要な研究成果である。また、古文書などの料紙論に関しては、湯山賢一編『文化財学の課題 和紙文化の継承』（勉誠出版、2006年）や同編『古文書料紙論叢』（勉誠出版、2017年）が貴重な成果であり、とくに「紙」の制作と用途については、池田寿『紙の日本史』（勉誠出版、2017年）が、また聖教の料紙（反古紙）とその綴じ方などの装丁については、国宝・金沢文庫文書を事例とした、『書物学』8号（2016年）の特集が参考となる。

（鍛代 敏雄・東北福祉大学教授）